

県外医療機関等での妊婦・産婦健康診査の助成について

母子健康手帳交付時に妊婦・産婦健康診査受診票（助成券）を交付しておりますが、この受診票は、宮城県外の医療機関では利用することができません。そのため妊婦・産婦健康診査受診票交付後に、県外の医療機関で健診を受けた場合には、申請により健診費用を助成していません。（助成の対象となる助成上限額並びに検査項目は、裏面の別紙1のとおり）

手続き方法は、下記のとおりです。

記

- 1 受診する医療機関・助産所が決まり次第、「大崎市県外妊婦健康診査相談票」を受診する前に提出してください。（窓口または郵送）
- 2 受診後、申請に必要な書類（※）をそろえ、下記担当に申請してください。なお、申請できる期間は受診日から起算して2年以内となります。
- 3 手続き終了後、助成の決定通知を送付し、妊産婦ご本人名義の金融機関の口座へ振込みさせていただきます。
なお、妊婦・産婦健康診査の費用が助成額の上限額を超える分につきましては受診者の自己負担となります。

申請に必要な書類（※）

- 大崎市妊婦健康診査助成金交付申請書（見本を参照にご記入ください）
- 大崎市産婦健康診査助成金交付申請書
- 産婦健康診査受診票（助成券）：受診した医療機関に必ず記入してもらって下さい。
- 母子健康手帳
- 医療機関が発行した領収書と明細書の写し
- 妊産婦ご本人名義の通帳の写し

※ 使用されなかった助成券を回収しますので母子健康手帳別冊もお持ちください。

担 当：民生部健康推進課	0229-23-2215
松山総合支所市民福祉課	0229-55-2114
三本木総合支所市民福祉課	0229-52-2114
鹿島台総合支所市民福祉課	0229-56-7114
岩出山総合支所市民福祉課	0229-72-1212
鳴子総合支所市民福祉課	0229-82-3131
田尻総合支所市民福祉課	0229-38-1155

ご不明な点は、担当までお問合せください。



別紙 1

県外で受診された妊婦・産婦健康診査の助成額は、県内で受診した妊婦・産婦健康診査助成額かつ検査回数を除き上限額の範囲内とします。

1) 妊婦健康診査について

妊婦健康診査助成（上限）額 118,290円

妊婦健康診査助成対象検査項目・回数

検査項目	助成回数 (1回の妊娠につき)
問診および診察	14
尿中一般物質半定量検査	14
血圧・体重測定	1
末梢血液一般	3
血糖	2
超音波検査	4
血液型（ABO）	1
血液型（Rh）	1
血球不規則抗体	1
梅毒血清反応	1
HBs抗原	1
HCV抗体	1
HIV抗体	1
風疹ウイルス抗体価	1
B群溶血性連鎖球菌検査	1
子宮頸がん細胞診	1
HTLV-1抗体（PA法またはEIA法）	1
性器クラミジア抗原	1
トキソプラズマ抗体	1

2) 産婦健康診査について

産婦健康診査助成（上限）額： 1回 5,000円

産婦健康診査助成対象検査項目：健康状態・育児環境の把握、血圧・体重測定、尿検査、EPDS（必ず行うことが必要です）

助成回数：産後2週間頃、産後1か月頃の計2回